



私の講義

星野 豊

社会科学系助教授

1. 多少長い前置き

自分の講義について自分自身で何かを書くことには、どうにも違和感を覚えてしまう。実際、このような題目の原稿依頼があった、と話したところ、大学院生たちからは大笑いをされ、学群生たちからは苦笑いをされた。その理由として想像されるものは比較的簡単であって、このような原稿を私が書くと、それは教員としての自己満足ないしは言い訳に終始する結果となり、かつ、具体的な講義内容や評価基準について何ら進歩も改善も見られないことを、学生たちが十分承知しているからである。そして、大学院生たちと学群生たちとの前記のような反応の違いは、成績評価が自己の利益不利益に直結しているか否かの差に外ならない。例えば、この題目が「私の研究指導」ないし「私の論文指導」となっていたときに、同じく大笑いできる大学院生は、あるゆる意味で相当の人物と言って

差し支えないであろう。

とは言うものの、せっかく自己反省の機会を戴いたわけであるから、これまで担当してきた講義内容を振り返ることには、自分自身のためにも受講する学生たちのためにも何か良いことがあるかもしれない。このような次第で、憂鬱であることに今でも変わりはないのだが、「私の講義」についてつらつら考えてみたい。

2. 私の講義経験

演習形式まで含めると、私の講義経験は、大学院に入学した22歳のときに遡る。私の専門分野は、信託を中心とする金融を目的とした法律関係の解析、要するに「カネ」の研究であるが、ある信託銀行から中堅行員たちの専門知識を得させるための研修の講師を依頼されたことが、私の「初講義」であった。当時はバブル経済の最高潮期であり、企業の側に

かなりの余裕があったとはいえ、大学の学部を出たばかりの大学院生が30歳前後の銀行員を教えることは、明らかに例外的事態であった。実際、私自身、研修が開催されると聞いてこちらが教えてもらうつもりでノコノコ出かけて行き、出先で講師であることを初めて知らされ、高額の報酬に目が眩んで断れなかった、というのが正直なところである。

この経験は、私の教育に対する姿勢のみならず、研究に対する姿勢に関するもの、かなりの影響を及ぼした。すなわち、多くの大学教員は、大学院生としての研究活動をある程度の期間こなした後、培われた専門知識を活かす形で徐々に担当する講義の範囲を拡大していくものであるし、大学院に進学しなかった実務出身の教員であっても、相当の下積み期間を経てから他人を教育する立場に就くものである。他方、小中高等学校等の教員については、大学の学部を出た直後に教職に就くこと自体は珍しくないが、この場合には児童生徒が教員よりも年下であることが圧倒的に多い。これらに対して、私の場合、専門知識を十分身につける時間的余裕がないままいきなり専門分野の講義を担当し、かつ、それを自分より人生経験も実務経験も豊富な銀行員に教えたわけであるから、講義をする際

のいわゆる「呼吸」、特に、受講者に対する「迫力」の維持に、相当の神経を費やす結果になった。今にして考えると、大学院入学直後から年上の実務家に「先生」と呼ばれていたことは、現在の私の悪い癖である、年長者（特に教授）を尊重しない性格の原点を構成していると言わざるを得ない。しかしながら同時に、大学以外の世界の価値観に触れることによって、かえって学問の世界は一切が平等であるとの基本的な考え方を実感できたことは、長い目で見れば幸いであったように思う。

このような10年近くの経験の後、本学に赴任した私にとって、最も新鮮であったことは、受講する学生たちの「素直さ」であった。誤解を招く表現であるが、かなり不正確ないしいいかげんなことを講義中に述べたとしても、教員である私に対する学生たちからの不信感は、滅多なことでは形成されない。その理由のうち最も大きなものは、学生たちには私の講義内容をチェックするだけの知識が十分備わっていないこと、特に、比較対象となるような同分野同年代の教員がほとんどいないことにある。加えて、学生たちは、講義内容に即した試験を受け、教員から評価をされる立場にある以上、教員への批判を正面から行うより

も、教員と良好な人間関係を形成する方に向かいやすいことはやむを得ない。本学のようないわゆる「受験エリート」の多い大学でこの傾向が特に強いことは、ある意味当然であるとも言える。大学は良くも悪くも一般の社会から隔離されてしまい、教員がその職務について真に客観的評価を受けることは、少なくともこれまでほとんどなかったわけであるが、講義に対する学生からの評価に上記のような傾向が根強く残っている以上、最近はやりの「授業評価」についても、相当慎重な検討を行わないと、問題の本質が見失われてしまう危険があるような気がする。

3. 私の講義目標

先般、教育計画室の企画で学群生向け授業の参観が実施されたが、その際、担当者から「学生たちが熱心に受講していますね」とのコメントを戴いた。法律学の場合、他の多くの分野と異なり、高等学校までの専門知識はほとんどないか、仮にあったとすればかなりの偏りを含んでいる恐れがあるから、大学での講義は「前提知識ゼロ」が基本とならざるを得ない。学生の側も、基礎を覚えない限りその先に進むことはおぼつかないわけであるから、「熱心」に受講せざるを得な

いのであろう。実際、具体的な問題点に対して専門家としての対処ないし議論を行うために相当程度の専門知識を駆使する必要があることは、他の分野の場合と同様である。

しかしながら、そのような知識を習得できるだけの講義は、学部・学群の4年間では到底実施できないのが実情である。例えば、私が本学で主に講義を担当している民法の場合、現在同僚たちと協力して合計22単位の講義を学群生向けに実施しているが、この中で解説できる民法学の専門知識はごくごく初步的なものに限られており、その応用・活用については講義の中で触れる時間的余裕がない。さらに、これはよく言われることであるが、大学の講義で受講した内容は、一旦は全て忘れてしまうものであり、自分で再度自習したものでなければ真の意味で身に付くことは期待できない。しかし、大学その他で専門家の行う講義を受講したか否かは、自習の際の効率のみならず、その分野に対する基本的な考え方の形成に決定的な影響を及ぼす。実際、このようにつらつら考えている間にも、私の講義回数はますます増え、その影響を受ける学生もますます増えていくことであろう。何とも空恐ろしいことである。

そうであるとすれば、講義において私が為すべきことは、学生たちに講義時間内で不十分な知識を「教授」することではなく、講義が終了した後の学生たちが、自ら学習する意識を持つように示唆していくことであろう。大学院に入ったばかりの頃、ある高名な学者と電車の中で雑談していた折に、その学者が御自身の講義について次のように話してくださったことを覚えている。

「今の学生たちはひたすら問題に対する正解を求めるから、教師の言うことをとにかく暗記しようとする。これを止めさせるためにには学生たちを混乱させて自分の頭で考えさせるしかない。だから私は講義の中ではわざとああでもないこう

でもないと一貫性のない話をして学生たちを混乱させるように努めました。」

さすがの私もこの真似をする勇気はさらさらないが、その学者がもう一つ話してくださいさった次のことは、できる限り沿うように努力している。

「大学の講義で教わることは、学問の基礎的部分だから、そのままの形で暗記しておく必要はない。小学校で学んだことを正確に記憶している人は誰もいないけれども、小学校で学んだことは我々が生活するための考え方の基礎になっている。大学で講義される知識もそれと同じものだと私は考えています。」

(ほしのゆたか 民法・信託法・金融法)

